

<p>教育部長</p>	<p>本日の会議に先立ち、委員の皆様にご報告をいたします。</p> <p>青沼教育長及び氏家委員長の任期が去る5月29日をもって満了いたしました。本日付で「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正に伴う、新たな制度による教育長として熊野充利氏と氏家茂委員長の後任の教育委員として、青沼陽一氏が任命されましたことをご報告します。</p> <p>今後は、改正後の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育長が教育委員会の会務を総理し、委員会を代表することとなることを合わせてご報告いたします。</p> <p>それでは、熊野充利教育長と青沼陽一委員から、それぞれご挨拶を頂戴いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>今朝、伊藤市長から辞令をいただき、正式に教育長の職に就くこととなりました。身の引き締まる思いではありますが、お引き受けした次第でございます。</p> <p>いろいろと不足のところも多いかと思いますが、皆様方より教えていただき、頑張っていきたいと意を決したところでございます。</p> <p>様々な課題については、一つ一つ正面から誠意をもって取り組んで行きたいと思っておりますので、どうぞお知恵を貸していただき、この大崎の子供たちが明るく元気に過ごせるように頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。</p>
<p>青沼委員</p>	<p>2か月前まで社会教育指導員として教育委員会に4年間お世話になっておりました。その前は校長として4校に着任しておりました。</p> <p>今回、市長より話を受けた際に現場のことをよく理解していると話されましたが、行政のことについては、あまりよくわかっておりません。これまで、現場主義で広域の社会教育委員や旧岩出山町の学校教育専門官など行政については、その程度でございますが、受けさせていただきました。知識の中にある部分と体験した部分をこの中で生かせればと思っております。よろしく願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>本日より、新しい教育委員会制度に基づき、私が本会議を主宰してまいりますので、改めてよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは只今より、平成30年第1回大崎市教育委員会臨時会を開催いたします。</p> <p>出席委員定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。これから会議を開きます。</p> <p>本日の会議録署名委員を指名いたします。 松本委員にお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、教育長職務代理者の指名について教育総務課長 説明願います。</p>

教育総務課長

教育長職務代理者の指名についてでございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項において、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行うことと規定されており、事務に支障をきたすことが無いよう、教育長が委員の中より職務代理者を指名することとされております。

また、教育長職務代理者が職務を行う場合、「非常勤である職務代理者が具体的な事務の執行を行うことが困難である場合には」法第25条第4項及び大崎市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則に基づき、その職務を教育部長へ委任することが可能であります。

次に、教育長職務代理者の任期についてでございますが、法律では定められていないことから、教育長が新たに職務代理者を指名するまでが任期となります。

教育長職務代理者については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項において、教育長が指名することとされているようですので、私から指名させていただきます。

教育長職務代理者として、青沼陽一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、青沼委員より就任のご挨拶をいただきます。

教育長

青沼委員	ただ今、熊野教育長から教育長職務代理者にご指名いただきました。皆様のご協力のもと、大崎市の教育のために努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
教育長	次に、席次番号の指定について教育総務課長 説明願います。
教育総務課長	教育委員会の席次については、1番に教育長、2番に教育長職務代理者となります。 3番から5番までについては、これまでの慣例によりますと、在任期間の長い順ということになっておりますので、ご協議をよろしくお願いいたします。
教育長	ただいまの件につきまして、慣例により席次を指定することにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声あり)
教育長	ご異議なしと認め、席次を指定いたします。
	1番 熊野教育長 2番 青沼委員 (教育長職務代理者) 3番 松本委員 4番 若見委員 5番 佐藤委員
	とさせていただきます。
教育長	これより議事に入ります。 日程第1 議案第24号「大崎市奨学資金貸与事業運営委員の委嘱について」を上程いたします。 学校教育課長 説明願います。
学校教育課長	(説 明)
教育長	ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。
教育長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
教育長	次に、その他に入ります。 事務局から何かございますか。
教育部長	特にございません
委員長	以上で、本日の教育委員会臨時会を終了いたします。

閉 会	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 主幹兼係長 千葉文隆</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>_____ 教育長</p> <p>_____ 署名委員</p>
-----	--